

「幸せをつくる真鶴時間」ロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、「幸せをつくる真鶴時間」ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、真鶴町（以下「町」という。）以外の者（法人格のない団体を含む。）が使用する場合には、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴに関する権利)

第2条 ロゴに関する著作権は、町に属する。

(使用の届出)

第3条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ「幸せをつくる真鶴時間」ロゴマーク使用届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）を町に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用届出書の提出を省略することができる。

(1) 個人や団体が町の観光をPRする目的で使用する場合

(2) 鉄道会社・旅行会社・雑誌社等が町への誘客を目的とした旅行商品や記事に使用する場合

(3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合

2 ロゴマークの使用は、前項の届出をした日から1年を経過した日以後、最初に到来する3月31日までの間、使用することができる。

3 使用者は、届出の内容に変更が生じたときには、再度届出書を提出しなければならない。

4 使用者は、ロゴマークを使用しなくなったときは、その旨を町に申し出なければならない。

(遵守事項)

第4条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守し適正に使用しなければならない。

(1) 別に定める「幸せをつくる真鶴時間」ロゴガイドラインを遵守すること。

(2) 前条第1項の規定により使用する場合は、届出書に記載した目的、方法で使用する。また、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに町に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができる。

(3) ロゴマークの一部を使用したり、色や縦横比率の変更、組み方の変更、新たなデザイン付加など、著作者人格権を侵害しないこと。二次的創作物を制作する場合においても同様とする。

(4) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(6) その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用差し止め等)

第5条 町は、ロゴマークの使用がこの要領に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の改善を求め、使用を差し止め、使用者に対し、商品等の物件等の回収等の措置を請求することができる。また、必要に応じ関連法令等に基づき、町の有する権利を行使することとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合

(2) 町のイメージ、品位、信用を損なうおそれがある場合

(3) 第三者の利益を害するおそれがある場合

(4) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解

を与えるおそれがある場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

(6) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合。

(7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合

(8) その他町長が適切でないと認める場合

(経費等の負担)

第 6 条 町は、この要領による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第 7 条 町は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、生じた損害を町に賠償しなければならない。

(使用料)

第 8 条 ロゴマーク等の使用料は、町の PR と町観光ランドコンセプト「幸せをつくる真鶴時間」の周知を目的としているため無料とする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

「幸せをつくる真鶴時間」ロゴマーク使用届出書

平成 年 月 日

真鶴町長 様

次のとおり「幸せをつくる真鶴時間」ロゴマークを使用したいので届け出ます。

1 使用者	住所 氏名（名称及び代表者名） 連絡先（電話番号） (E-mail)
2 使用目的	
3 使用期間	年 月 日～ 年 月 日 (1年を経過した日以後、最初に到来する3月31日まで)
4 商品等の概要	
5 添付書類	(写真等使用状況がわかるものを添付)

「幸せをつくる真鶴時間」ロゴマーク使用要領を遵守するとともに、同要領第5条に該当すると認められた場合には直ちに使用を中止し、商品等の物件等の回収等の措置を実施することを誓約いたします。

また、真鶴町の行う当該商品等の製造額・出荷額等についての調査には協力するものとし、届出内容が真鶴町のホームページ等で公開されることについても同意します。